

令和 7 年度中学生高校生地域貢献活動助成金

【募集要項】

1 趣旨

中学生・高校生が取り組む地域振興や地域貢献、SDGs に関する活動及び学校と地域との協働による地域学習や地域づくり活動を支援し、地域福祉を具体的に進めるため、県内にある中学校、高等学校、特別支援学校等の地域貢献活動、ボランティア活動に取り組んでいる中学生・高校生の活動に助成を行う。

2 助成対象

県内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校 等

3 助成対象事業

- (1) 生徒の自主的かつ先進的な地域振興や地域貢献活動、SDGs に関する活動
- (2) 生徒が地域と協働で行う地域課題解決に向けた地域学習や地域づくり活動

【参考：事業例】

- ・学校や地域の特色を生かした地域との連携・協働活動
(農福連携につながる活動、工業技術を活かしたボランティア活動、商店街の活性化につながる活動 など)
- ・地域課題に着目した探究型学習活動
(高齢者の支え合い活動、多世代交流活動、伝統芸能や伝統工芸の保存や伝承に関する活動 など)
- ・まちづくりに関する調査研究や研究結果を活かした活動
(地域との連携を大切にした避難所開設訓練や防災教育、SDGs を意識した福祉活動、地域の魅力に関する情報発信や広報活動 など)

4 助成対象となる事業の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 募集数及び助成額

- (1) 募集予定数は**原則 3 事業**
※助成対象事業は 1 校あたり 1 事業とする。
- (2) 助成額は**最大 5 万円**
※助成の対象となる経費の総額又は 5 万円のいずれか低い額とする。

6 募集期間

令和7年3月27日（木）～5月30日（金）必着

7 助成対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に定めるとおりとする。

【対象経費と認められるもの】

区分	内容
謝金	講師・指導者・協力者・運転手等に係る謝金等
旅費交通費	講師・指導者・協力者等に係る旅費 活動・交流に係る交通費等
会議費	講師昼食代・お茶代
消耗品費	活動に係る事務用品や材料の購入費等
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料の印刷経費等
通信運搬費	チラシや案内状の発送費、事務用切手購入費等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両借上料、機材などのレンタル料
雑費	各種保険、各種手数料等

【対象経費と認められないもの】

区分	内容
備品購入費	備品購入経費
飲食費	教職員、生徒、事業への参加者の飲食代
部運営費	恒常的な部及びサークル等の運営費（運営に係る維持費、電話代、事務機器・事務用品の購入費等）

8 申請方法

助成を希望する学校は、別添交付要領に基づき、助成金交付申請書（様式1－1）活動実施計画書（様式1－2）活動収支予算書（様式1－3）を秋田県社会福祉協議会に提出してください。

9 審査方法

募集締切後、申請のあった事業について、提出書類による書面審査を行い、審査結果は文書にて通知します。（不採択の場合も通知します。）

10 審査内容

書面審査に当たっては、次表のとおり、地域ニーズ適合性、先駆性・独創性、効果性、実行性、継続性・発展性の観点から審査を行う。

【審査基準】

項目	審査に当たってのポイント
地域ニーズ適合性	・各学校等の特色や地域資源を活かしたもののか。 ・できるだけ多くの地域課題を把握しているか。
先駆性・独創性	・生徒のアイデアや地域特性に応じた独自の視点、工夫があるか。 ・先進事例となり、他の学校や団体の参考になるもののか。
効果性	・地域課題の解決に向けて取り組む理由、動機があるか。 ・公益的な効果が見込めるものになっているか。
実行性	・事業計画が具体的であるか。 ・収支予算に無理がないか。
継続性・発展性	・継続的な事業の実施が可能であると見込まれるか。 ・事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性があるか。

11 手続きの流れ（○：申請学校の手続き、●：県社会福祉協議会の手続き）

○書類の提出（様式 1－1～1－3）

↓

●書面審査

↓

●審査結果の通知（6月中旬）

以下、助成金交付決定学校の手続き

●助成の決定通知（助成額も）

↓

○助成金交付請求書（様式 2）の提出

↓

●助成金を送金（概算払い）

↓

○実績報告書の提出（様式 3－1～3－3）

12 事業の報告（実績報告）

（1）報告時期

活動が終了した日から起算して1か月、又は交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに所定の書類を提出してください。

（2）提出書類

- ①活動実績報告通知文（様式 3－1）
- ②活動実績報告書（様式 3－2）
- ③活動精算書（様式 3－3）
- ④その他、事業の実施状況がわかる資料等

13 実践発表会

事業の実践内容を生徒によるプレゼンテーション形式で発表していただきます。

実践発表会までに事業が完了しない場合は、事業完了を見込んだ内容で発表していただきます。

実践発表会は、令和8年2月上旬頃を予定しております。（正式な実施日は助成決定通知にてお知らせします。）

14 その他

各様式（Word 版）が必要な場合は、秋田県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードをするか、次のメールアドレスまで御連絡ください。

県社協ホームページ <https://www.akitakenshakyō.or.jp/post-6860/>

15 提出・問合せ先

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

地域福祉・生きがい振興部 地域福祉担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館1F

TEL：018(864)2799 FAX：018(864)2742

E-mail：vc@akitakenshakyō.or.jp

この事業は、秋田県ヤクルト連合会の「福祉ヤクルト・愛の運動」の収益金を活用して行われています。

人も地球も健康に
Yakult